

兵労発基 0416 第1号
令和8年4月16日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会
兵庫県総支部 総支部長 殿

兵庫労働局長



交通労働災害防止対策の強化について（要請）

労働行政の運営につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫労働局におきましては、「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」に基づき、死亡労働災害を令和4年と比較して令和9年に15%以上減少させること等を目標に掲げ、同計画に定める労働災害防止対策を実施しており、交通労働災害防止についても、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）の周知啓発等に取り組んでいるところです。

しかしながら、兵庫県内の令和7年の交通労働災害による死亡者数は7人（令和6年は6人）となっており、県内の労働災害による死亡者総数29人の約4分の1を占めており、事故の型^(※)別では最も多い状況にあります。

さらに、令和8年に入ってから、乗用車、バイク、トラックを運転中に既に4人（令和8年3月末日現在、令和7年は同時期1人）の方が交通労働災害により亡くなっており（別添1）、死者が急増している状況です。

こうした状況を踏まえ、これ以上交通労働災害による死者を出さないことを目指し、兵庫労働局において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発に改めて取り組むことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員等に「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改めて周知いただき、交通労働災害防止を図っていただきますようお願いいたします。

【掲載ページ】



<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

※事故の型…物と人との組み合わせによる接触現象をいいます。この分類における事故の型は、墜落・転落、飛来・落下等の21分類から構成されています。

令和 7 年 1 月以降に発生した交通労働災害状況概要

	発生月	時間帯	業種	発生状況概要
1	令和 7 年 1 月	6 時台	運輸交通業	被災者が配送を終え、帰社するためにトラックで高速道路を走行していたところ、停車中のトレーラーに衝突したものの。
2	4 月	7 時台	建設業	事業場の事務所から現場に向かう途中、乗車していたトラックが単独事故で横転し、後部座席の被災者は車外に投げ出され死亡した。
3	7 月	9 時台	製造業	被災者は第二神明道路の東行き車線を走行中、トラックが進行方向左手の路肩に寄り、法面に乗り上げたことによりトラックが横転し、上下逆さの状態での停止した。
4	10 月	0 時台	運輸交通業	被災者は、高速道路を 4 t トラックで運転していたところ、片側 2 車線の緩いカーブで道路左側の側壁に衝突した。県外の工業団地で荷降ろし後、帰社する途中であった。
5	11 月	14 時台	清掃・と畜業	社用車で廃棄物収集の現場実地指導を行っていた被災者が、帰社途中の高速道路において、非常駐車帯に停車させた社用車から降車していたところ、走行車線を走行する大型トラックと接触したものの。
6	11 月	19 時台	貨物取扱業	大型トラックを運転して国道を走行していたところ、右カーブを曲がり切れず横転して、道路外の工場建屋に激突したものの。
7	12 月	10 時台	保健衛生業	被災者が、在宅介護の訪問先から別の訪問先に市道を自転車で向かっていたところに、前方車両を追い越そうと反対車線に出ていた軽貨物自動車が横転し、被災者がはねられたものの。
8	令和 8 年 1 月	8 時台	清掃・と畜業	事業場内において、左折した 10 トンダンプトラックと就業場所へ向かうため自転車に乗っていた被災者が接触し被災したものの。
9	1 月	7 時台	製造業	県道の交差点において、バイクを運転していた被災者が、トラックと出会い頭に衝突し死亡したものの。被災者は、自宅から業務に関する研修を受講するため施設(会場)に向かう途中であった。
10	2 月	5 時台	運輸交通業	公道上において、3 トントラックを運転していた被災者が、路肩に駐車していた 10 トントラックに後方から衝突し死亡したものの。
11	3 月	10 時台	建設業	被災者と同僚が商品配達のため、社用車で高速道路を走行中、料金所手前の分離帯に衝突した。直後に車が炎上し助手席の被災者が死亡した。

(令和 8 年 3 月末日現在)

緊急事態！

交通労働災害を防止するために

トラック、乗用車等による交通労働災害により、令和7年に7の方が亡くなられております。
さらに、令和8年に入って、既に4の方が亡くなられております(敷地内災害1人を含む)。 ※令和8年3月末日現在
死亡交通労働災害を減らすため、適正な労働時間・走行等管理を行うとともに日常的に安全衛生教育を実施する等
注意喚起を行い、労使一体となって交通労働災害防止の意識高揚に努めてください。

災害発生状況

令和7年1月以降、トラック、
乗用車等を起因物とする
死亡災害が11件発生！！



特に春期に必要な配慮

視認性向上

・他車両からの視認性向上のため、
早朝、夕方早めの点灯を励行。

歩行者優先意識の徹底

・こども、高齢者を始めとする歩行者
の安全確保。

自転車・バイク運転対策

・「ヘルメット」の着用を徹底する。
・雨天時のマンホールなどの上での
スリップや巻き込み事故などに注意
する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮

(交通労働災害防止のためのガイドライン) ※抜粋

適正な労働時間等管理・走行管理

・走行の開始・終了や経路についての計
画を作成する。
・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、
十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

荷役作業を行わせる場合

・運転者の身体負荷を減少させるため、
必要な用具などを備え付ける。

教育の実施

以下を含め、雇入れ時などの日常の安
全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

令和7年 死亡交通労働災害（令和8年3月31日現在）

件数	災害発生		業種	職種	起因物	発生状況概要
	月	時間				
1	1月	6時台	運輸交通業	貨物自動車運転者	トラック	被災者が、トラックで高速道路を走行中、停車中のトレーラーに衝突したものの。
2	4月	7時台	建設業	とび工	トラック	乗車していたトラックが単独事故で横転し、後部座席の被災者は車外に投げ出され死亡した。
3	7月	9時台	製造業	運転者	トラック	高速道路の東行き車線を走行中、トラックが進行方向左手の路肩に寄り、法面に乗り上げたことによりトラックが横転した。
4	10月	0時台	運輸交通業	貨物自動車運転者	トラック	高速道路を4トラックで運転していたところ、片側2車線の緩いカーブで道路左側の側壁に衝突した。
5	11月	14時台	清掃・と畜業	運転者	トラック	高速道路において、非常駐車帯に停車させ降りたところ、走行車線を走行する大型トラックと接触した。
6	11月	19時台	貨物取扱業	貨物自動車運転者	トラック	大型トラックを運転して国道を走行していたところ、右カーブを曲がり切れず横転した。
7	12月	10時台	保健衛生業	その他保健医療の職業	乗用車	市道を自転車で走行中、前方車両を追い越そうと反対車線に出ていた軽貨物自動車横転し、自転車ごとにはねられた。

令和8年 死亡交通労働災害（令和8年3月31日現在）

件数	災害発生		業種	職種	起因物	発生状況概要
	月	時間				
1	1月	8時台	清掃・と畜業	清掃員	トラック	工場内で、左折した10トンダンプトラックと自転車に乗っていた被災者が接触した。
2	1月	7時台	製造業	作業員・技能者	トラック	県道の交差点において、バイクを運転していた被災者が、トラックと出合い頭に衝突した。
3	2月	5時台	運輸交通業	運転者	トラック	3トントラックを運転していた被災者が、路肩に駐車していた10トントラックに後方から衝突した。
4	3月	10時台	商業	営業	乗用車	高速道路の料金所の分離帯に衝突し、助手席に乗っていた被災者が死亡した。

● 交通労働災害について、詳しくは以下のサイトをご覧ください。

